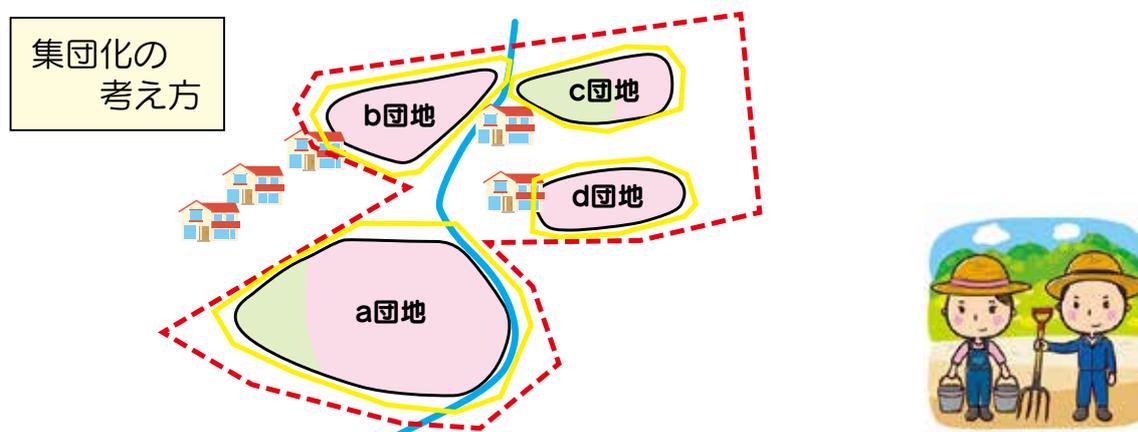


農地中間管理機構農地整備事業について

農地中間管理機構は、農地中間管理事業を通して経営規模の拡大、効率的な土地利用を推進しており、**県や土地改良事業団体連合会**と協力しながら、**農地中間管理機構関連農地整備事業**の実施を応援しています。

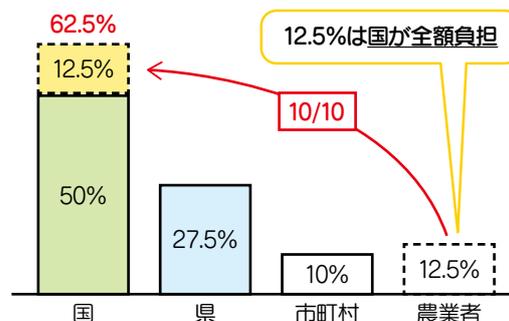
機構関連農地整備事業の5要件

- ① 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- ② 農地整備する各団地の合計面積が10ha以上(中山間地域では5ha以上)あり、かつ、各団地が1ha以上の固まりとなっていること
- ③ 農地中間管理権の設定期間が、事業の公告から15年以上あること
- ④ この事業の実施により、担い手への農地の集団化率が80%以上になること
- ⑤ この事業により、事業実施地域の収益性が20%以上向上すること



機構関連農地整備事業のメリット

- ◎ ほ場整備により管理しやすい農地になり、農地の流動化が進み、担い手の育成が進む
- ◎ 機構集積協力金の交付
- ◎ 固定資産税の軽減措置(5年間1/2に)
- ◎ 農家の自己負担なしで、ほ場整備が実施可能！
従来の農家費用負担分(12.5%)の全額を国が負担する



◎ 県がほ場整備工事を実施

現在実施地区：阿南市(芳崎、長生中央、黒地、八幡)、小松島市(和田島、黒地)